

第6章 想定される事業

1 再生可能エネルギー事業の推進

(1) 取り組みが想定される再生可能エネルギー事業

取り組みが想定される主な再生可能エネルギー事業は以下のとおりです。

- ①大規模発電事業
 - ・大規模太陽光発電事業
 - ・陸上風力発電事業
 - ・洋上風力発電事業
- ②分散型太陽光発電事業
 - ・太陽光台帳整備
 - ・民間住宅や事業所、公共施設などでの太陽光発電
 - ・太陽光発電の屋根借り事業（PPA 事業）
- ③中小水力発電事業、バイオマスエネルギー事業
 - ・河川などにおける中小水力発電事業
 - ・木質バイオマス発電事業
 - ・木質ボイラー・ストーブの導入事業
- ④1次産業での再生可能エネルギー利用事業
 - ・ソーラーシェアリング事業
 - ・農漁業施設への太陽熱・バイオマス熱供給事業
- ⑤非常時電力供給システム導入事業
 - ・防災拠点施設や避難所などへの電力供給システムの導入
 - ・独自送配電網の構築

(2) 再生可能エネルギー事業推進のための環境整備

市民・地元企業の参画による再生可能エネルギー事業の推進に必要な環境整備を図るため以下の取り組みが想定されます。

- ①市民参加型資金調達方法の構築
 - ・地域協働型市民出資（市民ファンド）の推進
再生可能エネルギー事業における資本金と融資の中間的な出資資金として、市民から市内企業まで様々な主体からの出資を見込む市民ファンドの導入を検討します。
 - ・住民参加型市場公募債（ミニ公募債）の発行
市が市民や市内企業などを対象に市民債を発行して再生可能エネルギー事業に出資する方法を検討します。
- ②行政支援制度の構築
 - ・（仮称）再生可能エネルギー基金の造成
 - ・再生可能エネルギー事業への市の資本参加

- ・市民によるモデル的な再生可能エネルギー事業への奨励補助金制度の創設
- ・再生可能エネルギー導入支援組織の設置

地域外から進出する再生可能エネルギー事業者を対象に、地域貢献について合意形成を促す組織の設置を検討します。提案事業の良否や地域貢献の有無、資本参加の可否などについて協議します。

- ・再生可能エネルギー事業者とのパートナーシップ協定の締結

地域外から進出する再生可能エネルギー事業者に法令遵守、適地選択、住民合意の形成、地域貢献などに関する協定の締結を促します。

③地域内の事業主体との連携

- ・官民連携事業推進組織の設置

地域主導型の再生可能エネルギー事業を認定するとともに、官民連携事業として資本参加や資金調達などの支援方法について協議する組織の設置を検討します。

- ・関連産業の創出

発電施設の維持補修を行う会社の創設など、再生可能エネルギー関連事業の創出を図ります。

④情報の発信

- ・市民・事業者を対象とした講演会、セミナー、勉強会等の開催
- ・児童生徒を対象とした環境エネルギー教育の実施

2 省エネルギーの推進

地球温暖化を抑制するためには、非化石エネルギーである再生可能エネルギーの安定的な供給を確保することと同様に、エネルギーの総消費量を抑える省エネルギーが大事です。想定される主な省エネルギー事業は以下のとおりです。

なお、宮古市環境基本計画で取り組むとされている事業は除いています。

- ・省エネルギー住宅の推進

高气密高断熱によるエネルギー効率の高い住宅の導入を進めます。

- ・ESCO (Energy Service Company) 事業の推進

事業所などの光熱水費の削減方法を考案し、実際に削減された場合にその削減費用の一部を対価として受け取る「ESCO (エスコ) 事業」の導入を推進します。

- ・太陽光発電 LED 街路灯の導入推進

長寿命かつ環境負荷が低く、災害対策にもなる太陽光発電 LED 街路灯の導入を進めます。